

【記載例】

肥料登録有効期間更新申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

持参日または投函日を記入します。

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

申請者が個人にあっては住民票に記載のとおり、法人にあっては登記簿に記載のとおりご記入ください。
任意組織の名称等は記入しないでください。

所在地 **千葉県緑区大金沢町941番地1**
(電話番号 **043-291-1875**)
(FAX番号 **043-291-1876**)
名称及び、代表者の氏名
千葉肥料株式会社
代表取締役 千葉 太郎

下記により肥料の登録の更新を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第12条第4項（肥料の品質の確保等に関する法律第33条の2第6項において準用する同法第12条第4項）の規定により登録証を添えて有効期間の更新を申請します。

- 記
- 登録番号 千葉県第 **1875** 号
 - 登録年月日 **令和〇×年〇△月〇□日**
 - 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称 **千葉肥料株式会社**
表者 **代表取締役 千葉 太郎**
所在地 (〒**266-0014**) **千葉県緑区大金沢町941番地1**

登録証に記載された登録番号、登録年月日をご記載ください。

名称及び住所(所在地)に変更があった場合、肥料登録事項変更届及び記載事項変更に基づく肥料登録証の書替交付申請が必要です。
代表者に変更があった場合は、肥料登録事項変更の届出が必要です。

- 肥料の種類 **加工家さんふん肥料** ←肥料の種類について、肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件(以後公定規格と記す。)該当するものを記載
- 肥料の名称 **有機鶏ふん肥料241** ←登録証に記載された名称を記載。肥料名を変更したい場合は、事前にご相談ください。

- 保証成分量その他の規格
保証成分量 (%) **窒素全量 2.5**
りん酸全量 4.0
加里全量 1.0
その他の規格 **含有を許される有害成分の最大量(%)**
窒素全量の含有率1.0%につき
ひ素 0.004
その他の制限事項
水分は20%以下であること

登録証に記載された保証成分量を記載します。(保証成分量を変更する場合は、改めて新規に肥料登録が必要となります。)

保証成分量の記載順序は、公定規格の「含有すべき主成分の最小量(%)」の欄に記載されている順序のとおりとして下さい。
保証成分量的小数点以下の桁数は、公定規格の「含有すべき主成分の最小量(%)」の欄に記載されている数値の桁数に合わせて下さい。

公定規格では、肥料の種類毎にその他の規格も定められています。公定規格の「含有を許される有害成分の最大量(%)」及び「その他の制限事項」の欄が空欄の場合は「該当なし」とし、記載事項が多い場合は「含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり」、「その他の制限事項は、公定規格のとおり」、または「含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり」のいずれか該当するものをご記載ください。

「生産する事業場の名称及び所在地」、または「保管する施設の所在地」に変更があった場合は、肥料登録事項変更の届出が併せて必要です。

審査等の問い合わせのため、連絡先電話番号をご記載ください(強制ではありません)。

7 生産する事業場の名称及び所在地

名 称 **千葉肥料株式会社 千葉工場**

所在地(〒**266-0006**) **千葉市緑区大膳野町808(電話番号:043-291-0151)**

8 保管する施設の所在地

1) 名称：**千葉肥料株式会社 本店**

所在地：〒**266-0014** **千葉市緑区大金沢町941-1**

2) 名称：**千葉肥料株式会社 千葉工場**

所在地：〒**266-0006****千葉市緑区大膳野町808**

生産した製品を全て別の場所に移動させている場合を除き、通常、生産事業場も保管場所に該当します。

複数ある場合は、列記または別紙一覧としてもれなく記載します。

7と同じ場合、「同上」で構いません。

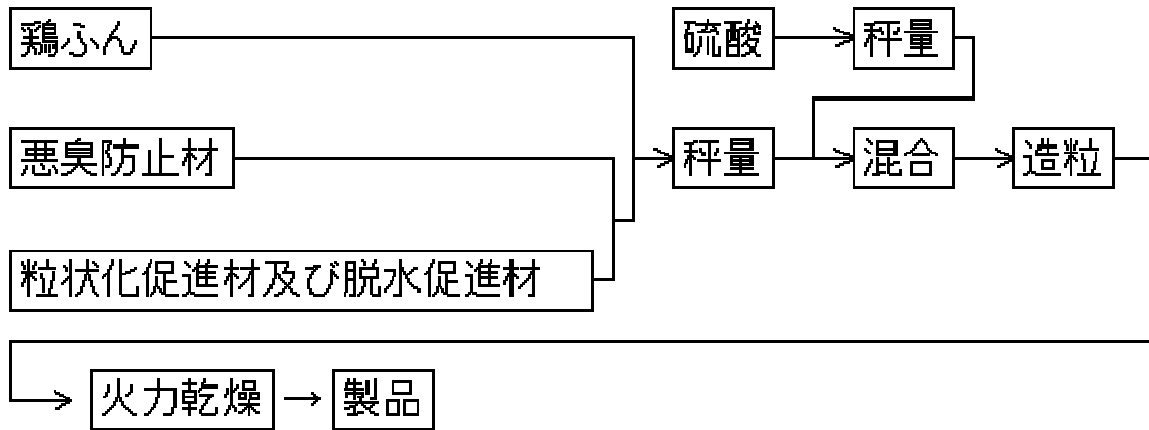
9 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条各号に掲げる事項（別紙のとおり）

申請用紙に収まりきらない場合は、別紙にご記載の上、申請書に添付してください。

※本申請書は2部(正副)揃えてくださいますようお願いいたします。なお、正本は当方で取り置き、副本について受理日印を押印したものを返却します。

別紙 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号から第3号に掲げる事項
例1

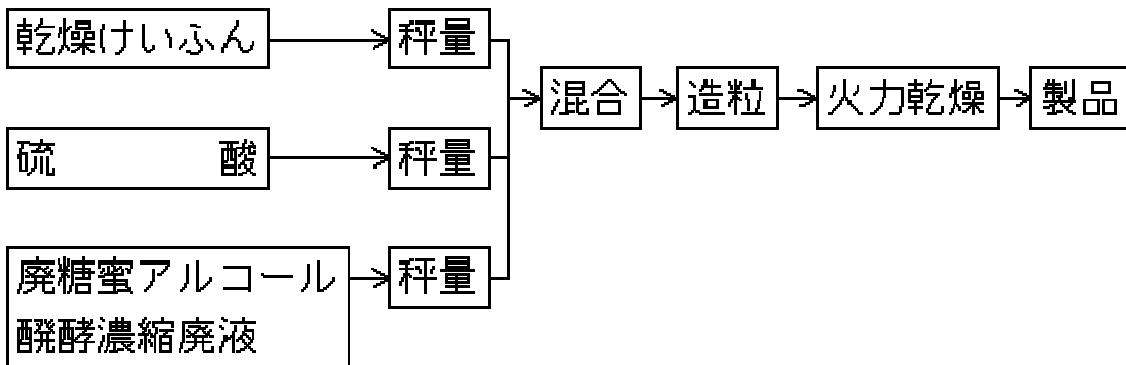
(1) 生産工程の概要



(2) 悪臭防止材は硫酸鉄であり、製品中無水塩として2%以内使用する。造粒及び脱水を促進する材料は、焼石こう及び蛇紋岩粉末の混合物(95:5)であり製品中40%以内使用する。

例2

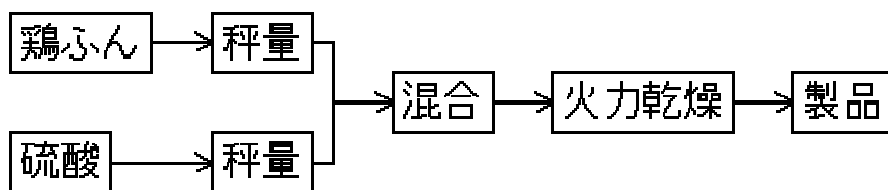
(1) 生産工程の概要



(2) 該当事項なし

例3

(1) 生産工程の概要



(2) 該当事項なし